

※建設工事・建設コンサルタント等業務委託用

入札に関する留意事項

本日の入札執行にあたり、下記の事項をあらかじめお読みいただき、円滑な入札の執行にご協力願います。

記

- 1 入札の回数は2回までとしておりますので、1回目の入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、又は最低制限価格を設けてある場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がない場合、再度2回目の入札を行います。
- 2 2回目の入札に参加できる者は、初回の入札に参加した者に限ります。ただし、最低制限価格に満たない価格で入札した者、及び無効の入札書で入札した者は参加できません。
- 3 2回目の入札でも落札者がない場合、2回目の入札の最低価格者の方（最低制限価格を設けてある場合は、最低制限価格以上の最低価格者）との見積書の提出による随意契約とさせていただきます。
この場合の見積書の提出も2回までとしております。
- 4 低入札価格調査制度実施案件で、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格に満たない場合は落札を保留し、低入札価格調査実施後、落札者を決定します。
- 5 1回目若しくは2回目の入札において、予定価格を下回る最低価格者（最低制限価格を設けてある場合は、最低制限価格以上の最低価格者）が同額で2者以上あった場合は、くじ引きによって落札者を決定いたします。
- 6 入札につきましては、入札書を前にある入札箱に封筒を用いずに投函してください。
- 7 工事（業務）費内訳書は、入札の際に前にいる担当者に提出願います。工事（業務）費内訳書を提出しない者、又は不備のある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書は無効とします。
- 8 委任状を提出する方は、入札の際に前にいる担当者に提出願います。
- 9 入札書記載事項（日付及び工事名）を確認の上、入札書を投函願います。入札書記載事項に誤りがあった場合、無効として取り扱う場合があります。
- 10 入札心得等を熟覧し、承諾したうえで入札を行ってください。

大町市 総務部
企画財政課 契約・財産係

※物品購入・その他業務委託用

入札に関する留意事項

本日の入札執行にあたり、下記の事項をあらかじめお読みいただき、円滑な入札の執行にご協力願います。

記

- 1 入札の回数は2回までとしておりますので、1回目の入札の結果、最低価格が予定価格に達しない場合は、再度2回目の入札を行います。
- 2 2回目の入札でも予定価格に達しない場合は、2回目の入札の最低価格者の方との見積書の提出による随意契約とさせていただきます。
この場合の見積書の提出も2回までとしております。
- 3 1回目若しくは2回目の入札において、予定価格を下回る最低価格者が同額で2者以上あった場合は、くじ引きによって落札者を決定いたします。
- 4 入札につきましては、入札書を前にある入札箱に封筒を用いずに投函してください。
- 5 委任状を提出する方は、入札の際に前にいる担当者に提出願います。
- 6 入札書記載事項（日付、業務名及び委任事項）を確認の上、入札書を投函願います。
入札案件が複数ある場合、入札開始時に、業務名及び指名競争入札通知書に同封した入札書の右上記載の数字を読み上げますので、お間違えのないよう投函願います。
入札書記載事項に誤りがあった場合、無効として取り扱う場合があります。
- 7 入札心得を熟覧し、承諾したうえで入札を行ってください。

大町市 総務部
企画財政課 契約・財産係